

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月22日

佐賀県人事委員会委員長 伊藤 正

佐賀県人事委員会規則第5号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則（昭和27年佐賀県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後										
(教員特殊業務手当) 第5条	(教員特殊業務手当) 第5条 条例第8条第2項第1号の人事委員会規則で定める額は、 <u>次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) 学校に設置された避難所の運営に係る業務 <u>次の表の左欄</u> <u>に掲げる業務に従事した時間の区分に応じ、当該右欄に掲げる</u> <u>手当額</u> <table border="1"><thead><tr><th>業務に従事した時間の区分</th><th>手当額</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>2時間以上4時間未満</u></td><td><u>2,000円</u></td></tr><tr><td><u>4時間以上6時間未満</u></td><td><u>4,000円</u></td></tr><tr><td><u>6時間以上8時間未満</u></td><td><u>6,000円</u></td></tr><tr><td><u>8時間以上</u></td><td><u>8,000円</u></td></tr></tbody></table> (2) <u>前号に掲げる業務以外の業務</u> 8,000円 <u>2</u> 略 <u>3</u> 略	業務に従事した時間の区分	手当額	<u>2時間以上4時間未満</u>	<u>2,000円</u>	<u>4時間以上6時間未満</u>	<u>4,000円</u>	<u>6時間以上8時間未満</u>	<u>6,000円</u>	<u>8時間以上</u>	<u>8,000円</u>
業務に従事した時間の区分	手当額										
<u>2時間以上4時間未満</u>	<u>2,000円</u>										
<u>4時間以上6時間未満</u>	<u>4,000円</u>										
<u>6時間以上8時間未満</u>	<u>6,000円</u>										
<u>8時間以上</u>	<u>8,000円</u>										
略 <u>2</u> 略											

様式第1号から様式第6号までの規定中「校長印」を「校長確認欄」に、「従事者印」を「従事者確認欄」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則に規定する様式による用紙は、令和3年3月31日まで
の間、所要の調整をして使用することができる。